

国立大学法人奈良教育大学副学長規則

平成16年4月1日  
制 定

改正 平成18年3月24日規則第46号

改正 平成24年2月16日規則第11号

改正 平成27年1月30日規則第 1号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第6条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学副学長（以下「副学長」という。）の職務、選考等に関し必要な事項を定める。

(担当)

第2条 国立大学法人奈良教育大学（以下「大学」という。）に次の各号に定める副学長を置く。

- 一 副学長（教育担当）
- 二 副学長（企画担当）
- 三 副学長（研究担当）
- 四 副学長（国際交流・地域連携担当）

- 2 学長が特に必要と認める場合には、大学に若干名の副学長（特命担当）を置くことができる。
- 3 学長は、前項の副学長（特命担当）を置く場合、教育研究評議会に諮り了承を得るものとする。

(任務)

第3条 前条第1項の副学長は、別表に定める事項及び学長が指示する事項について、教育・研究及び大学の機動的かつ円滑な運営を推進するため、全学的な観点から国立大学法人奈良教育大学長（以下「学長」という。）を補佐することを職務とする。

- 2 学長は、前条第2項の副学長（特命担当）を置いた場合は、前項の別表の規定にかかわらず、職務を変更することができる。
- 3 前条第2項の副学長（特命担当）は、学長が命じる事項及び指示する事項について、全学的観点から学長を補佐することを職務とする。ただし、教育研究評議会及び経営協議会の議決に参画することはできない。
- 4 前条第1項及び第2項の副学長は、学長の命を受けて校務をつかさどることができる。
- 5 前項に定める校務については、学長が別に定める。

(選考の時期)

第4条 学長は、次の各号の一に該当する場合に第2条第1項の副学長の選考を行う。

- 一 副学長の任期が満了するとき。
- 二 副学長の辞任の申し出を学長が承認したとき。
- 三 副学長が欠員となったとき。

2 学長は、第2条第3項に基づくと承を得たとき、同条第2項の副学長の選考を行う。

(選考方法)

第5条 学長は、副学長の選考を行うに当たっては、大学の理事及び教授のうちから選考し、教育研究評議会に報告し承を得るものとする。

(任期)

第6条 副学長の任期は、当該副学長を選考した学長の任期の範囲内における2年以内とし、再任を妨げない。ただし、第4条第二号又は第三号に該当する場合の後任の副学長の任期は、前任者の残任期間とする。

(任命)

第7条 副学長の任命は、学長が行う。

(副学長の職務の補佐)

第8条 副学長の職務を補佐するため、大学に学長補佐を置くことができる。

2 前項の学長補佐に関し、必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第9条 この規則の実施に関し、必要な事項は、学長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第46号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第11号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

#### 別表

職 名	職 務
副学長 (教育担当)	教育に関すること 入試に関すること 学務に関すること 学生支援に関すること
副学長 (企画担当)	企画に関すること 教員人事に関すること 評価に関すること
副学長 (研究担当)	学術研究に関すること
副学長 (国際交流・地域連携担当)	国際交流に関すること 地域連携に関すること